

## 特別定額給付金

4月30日に国会で新型コロナウイルス感染症に関する経済対策を盛り込んだ補正予算案が可決され、特別定額給付金として1人につき10万円が支給されることが決まりました。本市においても迅速かつ的確に給付を行うための準備を進めています。

**給付対象者** 基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている人

し、振込先口座の確認書類をアップロードしてください。  
**受け付け開始日**  
 ①郵送申請方式 5月下旬に申請書の郵送および申請の受け付けを開始します。詳細が決まり次第、市ホームページでお知らせします。  
 ②オンライン申請方式 マイナバーカードを利用したオンライン申請は、5月7日(木)から開始しています。「マイナポータル」サイト内「ぴったりサービス」から申請してください。

**給付額** 対象者1人につき10万円

**給付金の申請** 給付金の申請は次の①および②を基本とし、給付は原則として申請者の本人名義の銀行口座への振り込みにより行います。  
 ※やむを得ない場合に限り、窓口における申請および給付が可能です。

**①郵送申請方式** 市から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しを添えて市へ郵送してください。

**②オンライン申請方式(マイナバーカード所持者が利用可能)** マイナポータルから振込先口座を入力

**給付開始日** ①②の方式とも、申請を受け付け次第順次給付を行います。  
**その他**  
 ○配偶者からの暴力などを理由に住民票の異動ができていない人などを対象に、給付方法を変更できます。詳しくはお問い合わせください。  
 ○特別定額給付金に便乗した詐欺にご注意ください。国や市が手数料の振り込みやATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

**①郵送申請方式** 市から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しを添えて市へ郵送してください。

**②オンライン申請方式(マイナバーカード所持者が利用可能)** マイナポータルから振込先口座を入力

**緊急小口資金などを貸し付けします**  
 対象世帯を低所得世帯以外に拡大した緊急小口資金等の特例貸し付けを実施します。  
**対象者** 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業などにより生活資金でお困りの人  
**貸付利率** 無利率  
**保証人** 不要  
**主に休業した人向け(緊急小口資金)**  
**貸付額** 20万円以内  
**据置期間** 1年以内  
**償還期限** 2年以内  
**主に失業した人向け(総合支援資金)**  
**貸付額** 2人以上の世帯：月20万円以内/単身世帯：月15万円以内  
**貸付期間** 原則3月以内  
**据置期間** 1年以内  
**償還期限** 10年以内  
**申し込み** 7月31日(金)までに、市社会福祉協議会へ必要書類を提出してください。

## 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける事業者へ、事業全般に広く使える給付金が支給されます。

**対象** 次の全ての要件を満たす事業者

- ①感染症の影響によりひと月の売り上げが前年同月比で50%以上減少している
- ②令和元年以前から事業による収入を得て、今後も事業を継続する意思がある
- ③法人の場合、資本金の額または出資総額が10億円未満、または出資額の定めがない場合に常時使用する従業員の数が2000人以下

**給付額** 中小法人：200万円/個人事業主など：100万円(令和元年の売り上げからの減少分が上限)

**申請方法** ホームページへアクセスし、必要事項を入力して「マイページ」を作成後、「①令和元年の確定申告書類の控え②売り上げ減少月の売上台帳の写し③身分証明書の写し」を送付します。

**給付方法** 2週間程度で給付通知書が発送され、登録口座へ入金されます。





持続化給付金ホームページ

☎ 持続化給付金事業コールセンター

☎ 0120・115・570

**総務省 特別定額給付金コールセンター**  
**☎0120-260020**  
 (対応時間 午前9時～午後6時30分)  
 電話が繋がらない場合は、時間を置いてお掛け直しください。なお、特別定額給付金に関する問い合わせは、上記コールセンター以外ではお受けいたしていません。

  
 市ホームページ

  
 総務省ホームページ

## マスク購入券を全世帯へ配布します

新型コロナウイルス感染症の影響により深刻なマスク不足が続いているため、市民の皆さんが低価格でマスクを購入することができるようマスク購入券を配布します。

**購入できるマスク** 1世帯につき不織布マスク50枚入り1箱

**対象世帯** 市内の全世帯

**購入券の配布について** 町内会を通じて配布しています。町内会に属していない人は、感染症対策室、地域局、各地域市民センターへ受け取りに来てください。

**購入について** 市が配布する購入券を使い、6月30日(火)までに、購入券に記載している取り扱い場所でマスクを購入してください。

**健康づくり課 ☎(21)0267**

## 住居確保給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により住居を失った、または失う恐れがある人を対象に、一定期間、家賃相当額を家主に支給します。

**対象者** 離職から2年以内、または休業などにより収入が減少し離職などと同程度の状況にある人

**給付要件** 次の全ての要件を満たす人

収入基準額(月額)	
単身世帯	109,000円
2人世帯	152,000円
3人世帯	180,000円
資産基準額(月額)	
単身世帯	468,000円
2人世帯	690,000円
3人世帯	840,000円

- ①世帯月収が下表の収入基準額以内かつ、世帯全体の預貯金などが資産基準額以内であること
- ②離職や休業以前まで世帯生計を主として維持していた
- ③職業訓練受講給付金を受給していない
- ④ハローワークに求職の申し込みをしている、または今後する予定がある
- ⑤暴力団員ではない

**支給家賃額** 単身世帯：3万1000円以内/2人世帯：3万7000円以内/3人世帯：4万円以内

☎ 高梁市生活あんしんサポートセンター(高梁市社会福祉協議会) ☎(22)9111

## 妊婦さんへマスクを配布

市は、妊婦さん向けに不織布マスク(1人50枚入り1箱)と布マスク(1枚)を配布しています。

**対象** ①出産予定日が5月1日以降、または令和3年3月31日までに妊娠届けをする市民

**配布方法** ①これから妊娠届をする人：届け出時に窓口でお渡し ②届け出が済んでいる人：郵送しています

**健康づくり課 ☎(21)0267**

## 住まいでお困りの人へ市営住宅を提供

新型コロナウイルス感染症の影響による離職や休業などにより住居を失った、または失う恐れのある人へ市営住宅を提供します。

**対象** 次の全ての要件を満たす人

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により解雇などとなった
- ②住宅などの退去を余儀なくされた
- ③市内に住所がある、または市内に勤務している

**入居形態** 一時入居  
**提供戸数** 10戸程度  
**入居日** 入居する住宅の点検および手続きが完了次第入居できます。

**入居期間** 許可の日から3カ月  
**使用料** 入居する市営住宅の最低家賃額(住宅により共益費・駐車場料金・町内会費などが必要となります)。なお、敷金は不要です。

**必要書類** 本人確認書類(住民票、運転免許証、健康保険証など)、解雇などを確認できる書類  
**申し込み** 必要書類を持って都市整備課へお越しください。

☎ 都市整備課 ☎(21)0237